

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主をはじめすべての利害関係者にとっての企業価値を最大化するための透明かつ公正なガバナンス体制を構築することにあります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
クリエイト取引先持株会	1,000,700	25.57
クリエイト従業員持株会	581,274	14.85
福井 道夫	521,300	13.32
福井 珠樹	271,900	6.94
高木 敏幸	67,200	1.71
吉成 隆則	64,000	1.63
新東鋳造株式会社	62,400	1.59
坂口 明	55,905	1.42
株式会社三菱UFJ銀行	53,000	1.35
水間 久雄	52,100	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

上記のほかに当社所有の自己株式56,055株(1.41%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐野 正幸	他の会社の出身者											
山田 一彦	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐野 正幸	○	○	――	弁護士としての専門知識を活かし、公正中立的な立場から取締役の監視とともに提言、助言をいただくために選任しております。 また、一般株主との利益相反のおそれはないため、独立役員に指定しております。
山田 一彦	○	○	――	税理士としての専門知識を活かし、公正中立的な立場から取締役の監視とともに提言、助言をいただくために選任しております。 また、一般株主との利益相反のおそれはないため、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、内部監査部所属の職員に業務監査に必要な事項を指示することができるものとします。
また、現在、監査等委員会の業務を補助すべき取締役は配置しておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、内部監査部及び会計監査人は、相互に連携をとりながら効果的かつ効率的な監査の実施を行うよう、随時情報、意見の交換及び指摘事項の共有化を行い、適正な監査の実施及び問題点、指摘事項の改善状況の確認に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動報酬制度の内容等につきましては、「【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。
なお、第73期(2020年4月1日から2021年3月31日)に支払った報酬の総額は下記のとおりです。

取締役(監査等委員を除く) 6名 120,293千円
取締役(監査等委員) 3名 19,200千円(うち社外取締役 2名 9,600千円)
(注)上記支給人員及び報酬等の総額には、2020年6月19日付で退任した取締役(監査等委員を除く)1名が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(決定方針の決定方法)

当社グループの持続的成長及び中長期の企業価値向上への貢献意欲を一層高め、業務執行の監督・監査によるコーポレート・ガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的とし、当社役員に求められる役割と責務に見合った報酬水準並びに報酬体系とすることを基本方針として、2021年2月19日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

(決定方針の内容の概要)

各役位に応じ定めた報酬基準は、金銭で支払う固定報酬と業績連動報酬(月例報酬及び賞与)の他、譲渡制限付株式報酬で構成されます。なお監査等委員である取締役の報酬は、独立性の観点から原則金銭で支払う固定報酬のみとしております。

固定報酬及び業績連動報酬は、報酬の決定に係るプロセスの透明性を図るため、過半数の社外取締役で構成される監査等委員会で答申を受けた後、取締役会に諮り決定し、毎月一定額を金銭で支給することとしております。

イ) 固定報酬

当社と同等規模の主要企業における役員報酬水準を参考として各役位に対する基準額を定めております。

ロ) 業績連動報酬

・算定の基礎として選定した業績指標の内容及び算定方法

2008年6月役員退職慰労金制度廃止に伴い、短期業績へのインセンティブとして採用しました。前期連結上の経常利益又は税金等調整前利益の何れか低い実績値に対する1株当たり利益額一覧表に応じた比率(基準額に対し0%~220%の支給率)を、役位に応じ定めた金額に乘じて

算出しております。

・当該業績指標を選定した理由

経常利益は企業の経営状態を最も把握しやすい数字と言われており、経営計画に掲げる指標としても客観性があることから採用していますが、特別損失が発生した場合にはそれも加味するべきであると考え、前期連結上の経常利益又は税金等調整前利益の何れか低い実績値を指標と

しております。

・業績指標の実績

前期(2020年3月期)連結上の経常利益は306百万円、税金等調整前利益は304百万円で、何れか低い実績値としては304百万円となりました。

ハ) 役員賞与

・算定の基礎として選定した業績指標の内容及び算定方法

単年度の業績成果に対する評価として、当期連結上の経常利益又は税金等調整前利益の何れか低い方の実績額に対する2%と、同様に前期比増加額に対する5%を加算した合計に、公表計画に対する達成基準表に基づく支給率を乗じた賞与総額につき、監査等委員会の答申を受けた後、取締役会で株主総会への付議事項(総額)として決定し、株主総会の承認を得て、総会後の取締役会で役位に応じ配分し決定しております。

・当該業績指標を選定した理由

経常利益は企業の経営状態を最も把握しやすい数字と言われており、経営計画に掲げる指標としても客観性があることから採用していますが、特別損失が発生した場合にはそれも加味するべきであると考え、前期連結上の経常利益又は税金等調整前利益の何れか低い実績値を指標としております。

・業績指標の実績

当期(2021年3月期)連結上の経常利益は33百万円、税金等調整前利益は61百万円で、何れか低い実績値としては61百万円となりました。

ニ) 譲渡制限付株式報酬(非金銭報酬等)

中長期的企業価値の持続的向上を図るインセンティブを付与することと、株主さまと一層の共有化を進める事を目的に制度化したものです。役員株式報酬は、株主総会前日の東証市場の当社終値を基礎とし、役位に応じて定められた割当株数を乗じた金銭債権付与額を、総会後に監査等委員会の答申を受けた後、取締役会に諮り決定し、諸手続きを経て実施することとしております。金銭債権付与額の支給日から取締役を退任するまでの間、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。取締役在任中に不祥事、その他承認を得ず競合他社に移籍した場合等において、当社は本株式の全部または一部を当然に無償で取得します。

(注)役員退職慰労金制度は2008年6月に廃止しており、役員に対し退職慰労金は支給しません。ただし、制度廃止前に確定した退職慰労金は、当該役員退職時に支給されます。

(業績連動報酬等に関する事項)

上記決定方針の内容の概要のロ、ハに記載のとおりです。

(非金銭報酬等の内容)

上記決定方針の内容の概要のニに記載のとおりです。

(当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役福井珠樹が決定方針に沿った算定表を用いて作成した原案について取締役会にてその整合性を確認した上で決議していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり相当であると判断しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社では、社外取締役の専従スタッフの配置は行っておりませんが、必要に応じて内部監査部及び人事総務部が適宜対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、2016年6月24日開催の第68回定時株主総会における定款変更の承認を受けて、「監査等委員会設置会社」に移行しており、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しております。

当社は取締役会を、業務執行の重要事項決定機関及び取締役業務執行の監督機関と位置付けており、取締役会は監査等委員を除く取締役5名と監査等委員である取締役3名(社外取締役2名を含む。)で構成されております。

構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を置くことにより、取締役会の監査機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

また、社長直轄の内部監査部(4名)が、経営方針、法令、定款、各種規程等の妥当性、効率性について内部監査を実施し、業務の改善に向け、具体的な助言、勧告を行いつつ、問題発生を未然に防止することを図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営の最優先課題と位置付けており、急速な経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制や仕組みを整備し、経営の透明性及び健全性の確保並びにアカウンタビリティの明確化を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に取り組むべく、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日での開催を避けております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回以上、個人投資家向けに会社説明会を開催しております。 2020年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を見送りました。今後は状況を鑑み、開催の有無を判断して参ります。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上にIRサイトを構築し、適時開示・プレスリリース等のIRニュース、決算・財務情報、有価証券報告書等の情報を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り、当社の業務の適正を確保する体制（以下「内部統制」という）を整備しております。

イ)取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長が繰り返し法令・コンプライアンス遵守の精神を役職員に伝えることにより、その精神をあらゆる企業活動の前提とすることを周知する。また、その徹底を図るため、人事総務部においてコンプライアンスへの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部は、人事総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。

役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに人事総務部に報告することとする。報告を受けた人事総務部はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施させる。

また、問題発生に対し速やかな通報を促進する目的で、内部通報制度を定め、通報窓口を設置、専用通報ツール等を通じた受付と対策実施により、違反行為の抑止及び未然防止、早期発見と是正・再発防止に努める。

なお、内部通報制度により通報した者に対して、通報を理由としたいかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨を定め、周知し適切に運用する。

ロ)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

ハ)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスクカテゴリーごとの責任部署を定め、法務担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、人事総務部において当社グループの全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。内部監査部がグループ各部門ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に法務担当取締役及び取締役会に報告する。

ニ)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定める。

ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除、低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

ホ)企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社については、自立経営を原則とした上で関係会社管理規程を制定し、業務の適性を確保する。

当社は、関係会社管理規程に則り、連結子会社の役員の兼任または役員派遣もしくは担当部署への速やかな報告、承認を通じ、連結子会社の重要な組織及び経理、業務、財務状況等の経営を監督する。

当社の内部監査部は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社人事総務部及び各部門の責任者に報告し、当社人事総務部は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

ヘ)監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会は、内部監査部所属の職員に業務監査に必要な事項を指示することができるものとする。

また、現在、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は配置していない。

ト)前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた職員はその指示に関して、監査等委員以外の取締役、内部監査部長等の指揮命令を受けないものとする。

チ)取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に対する体制

監査等委員が取締役会等において業務執行の報告を受けるとともに、業務執行に関する重要な書類を監査等委員に回付するほか、必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人が監査等委員への説明、報告を行うこととする。

子会社の取締役及び従業員から報告を受けたものは、監査等委員会に報告する必要があると判断した事項について、直接または間接的に監査等委員会に報告する体制を整備する。

リ)監査等委員の業務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該業務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務について生ずる必要な費用の前払または償還請求その他の当該業務の執行について生ずる費用または債務の処理について請求があったときは、速やかに当該費用の支払いを行う。

ヌ)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、代表取締役を含む取締役及び主要な使用人との定期的な会合を行う。

監査等委員会は、監査の実効性確保に係る各監査等委員の意見を十分に尊重する。

監査等委員は、その職務の適切な遂行を図るため、必要に応じて、外部の関係情報の収集及び社内外の関係者からの意見聴取を図る。

ル)財務報告及び情報開示に係る内部統制の体制

当社及びグループ各社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができる内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

情報開示に関しては、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、適時適切な開示を実施する。

ヲ)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備

当社及びグループ各社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、管理本部統括のもと必要に応じて警察・顧問弁護士等、外部の専門機関とも連携を図り、組織的かつ速やかに対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ各社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、管理本部統括のもと必要に応じて警察・顧問弁護士等、外部の専門機関とも連携を図り、組織的かつ速やかに対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

取締役が、期待される役割・責務を適切に果たすため、必要な知識・スキルの習得や研鑽目的で、取締役向けに年1回定例で、コーポレートガバナンスを実現する企業価値向上をテーマとした外部研修を実施しています。

法令・コンプライアンス違反を早期に発見・是正する施策として内部通報相談窓口、社外弁護士相談窓口を設置して、内部通報制度を導入しました。

